

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務に係る企画提案に関する質問への回答

R7.4.11

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (1) 女性活躍推進に係るセミナー等の開催 ⑥ 共通事項	オンライン開催、会場参集方式それぞれにおいて収録・配信を行うという認識で相違ないでしょうか。	オンライン開催のみ収録・配信を行うことを想定していますが、企画内容により、会場参集方式で開催するセミナー等の収録・配信も想定しています。
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (1) 女性活躍推進に係るセミナー等の開催 ⑥ 共通事項	セミナー動画の収録・編集にあたって参加者の顔が映らないように等、配慮すべきことがございましたらご教示願います。	特にありません。心配なことがあれば、契約後に個別に相談してください。
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (1) 女性活躍推進に係るセミナー等の開催 ⑥ 共通事項	収録・配信箇所はグループワーク以外の講義部分のみとなりますが問題ないでしょうか。	問題ありません。
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (2) 付随業務 【企画・広報】	提供するチラシは1種類、A4サイズ、両面、カラーなど、想定している仕様をご教示願います。	オンラインセミナーと会場参集形式のセミナーで分けてそれぞれ1種類ずつ、計2種類のチラシを各4,000部程度作成していただくことを想定しています。 また、チラシの大きさや紙質等については、一般的なチラシの仕様（A4判・コート紙・両面カラー印刷）を想定しています。

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務に係る企画提案に関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (2) 付随業務 【企画・広報】	申込欄・5 テーマの講座情報等、チラシ組み込む内容での必須要件や希望をご教示願います。	チラシに掲載する内容は、各セミナーの開催情報（日時・場所・定員・参加対象者・内容）・講師の紹介（氏名・肩書・経歴等）・申込方法（申込フォームへのリンク・OR コード等）・問い合わせ先等を想定しています。具体的には、契約後に相談し決定したいと考えております。
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (2) 付随業務 【企画・広報】	約1,800箇所、1箇所あたり4~5枚など、決まった枚数のチラシのみを1回配布するという想定で相違ないでしょうか。	配付先ごとに異なる部数をそれぞれ配付いただきますが、配付先及び配付先ごとの配布部数については、契約後、県からリストを提供する予定です。 なお、2種類のチラシを作成することを想定しているため、配付回数は2回または1回となりますが、契約後に別途相談いたします。
	資料2 業務委託仕様書	3	4 業務内容 (2) 付随業務 【当日実施】	講師は岩手県ではなく、他県から（例えば東京・大阪等）から配信する形で問題ないでしょうか。	円滑な業務の実施が可能であれば、問題ありません。
	資料2 業務委託仕様書	4	6 再委託等の制限 7 再委託の相手方	研修講師に業務委託をする場合も再委託に該当致しますでしょうか。	講師と受託者間で研修に係る委託契約を締結する場合は、再委託に該当します。その場合、予め県に協議し承諾を得る必要があります。

女性の活躍推進に係る研修及びセミナー等業務に係る企画提案に関する質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
	資料2 業務委託仕様書	4	7 再委託の相手方	上記質問1に付随するご質問で、もし再委託となった場合、本業務を推進するにあたり、より専門性も高く実績の多い講師が県外にいた場合であっても県内講師を優先的に選定させていただいたほうがよろしいでしょうか。	再委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定することとする当該規定は、努力規定であり必須ではありません。 より高い研修効果が期待でき、かつ、円滑な業務の遂行が可能と考えられる場合は、県外講師を選定して構いません。
	資料2 業務委託仕様書	4	6 再委託等の制限 7 再委託の相手方	【企画・広報】における広告チラシの印刷を外注する場合も、再委託に該当しますでしょうか。	外注先の会社等と受託者間でチラシ印刷に係る委託契約を締結する場合は、再委託に該当します。その場合、予め県に協議し承諾を得る必要があります。
	資料2 業務委託仕様書	4	9 権利の帰属等	「制作された成果物、資料の著作権、所有権を県に移転する」「改変して利用する」とありますが、これはテキストや当該セミナー動画等含め、岩手県の著作物として改変永年使用続けるということでしょうか。 「請負者が従前から有する著作権は請負者に留保されるものとし、請負者は当該著作権の使用を契約期間内に限り、許諾するものとする」という記述を加えることは可能でしょうか。	本委託業務の実施により新たに制作した映像素材含む成果物及び資料の著作権は、二次的著作物に関する権利を含め県に帰属するものとします。 また、当該成果物及び資料に受託者または第三者が権利を有する著作物等の著作権が含まれる場合、当該著作権は個々の著作者に帰属するため、受託者において当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行っていただきます。 なお、業務委託仕様書の記述を追加・変更することは現時点では想定しておりませんが、詳細については、契約時に県と受託者で協議することとしています。